

会 議 録

◇詳細—企画調整グループ 電話03-3981-4201

附属機関又は 会議体の名称	平成 25 年度 政策経営会議（第 2 回）	
事務局(担当課)	政策経営部企画課	
開催日時	平成 25 年 5 月 30 日（木） 午後 5 時 00 分～5 時 30 分	
開催場所	区長応接室	
議題	1. 帰宅困難者対策における事業所等との協定締結について	
公開の 可否	会議	<input type="checkbox"/> 公開 <input checked="" type="checkbox"/> 非公開 <input type="checkbox"/> 一部非公開
		非公開・一部非公開の場合は、その理由 豊島区行政情報公開条例第 7 条各号に掲げる非公開情報に該当する事項につ いて審議等を行うため。
	会議録	<input checked="" type="checkbox"/> 公開 <input type="checkbox"/> 非公開 <input type="checkbox"/> 一部非公開
		非公開・一部非公開の場合は、その理由
出席者	委員	区長・副区長・政策経営部長・施設管理部長・ 企画課長・行政経営課長・区長室長
	説明者	危機管理担当課長
	事務局	企画課企画担当係長

審議経過

案件 1：帰宅困難者対策における事業所等との協定締結について

(1) 案件の説明

帰宅困難者対策を推進するためには、区と事業所等との連携・協力が不可欠であるため、平成 25 年 3 月策定の防災対策基本条例に基づき、一時滞在施設の提供や活動拠点の運営支援など、区と事業所等との間で早急に協定を締結する必要がある。

そこで、第 1 回池袋駅周辺混乱防止対策協議会（5 月 31 日役員会、6 月 5 日全体会）にて、事業所等との協定締結の基本的な考え方を提示する必要があるため、「費用負担」と「賠償責任」について区の考え方を決定したい。

(2) 主な意見と質疑

副区長：協定締結の具体的な中身について協議会には打診はしていないのか。

説明者：具体的な内容については示していない。

副区長：これ以上細かくは決められない。他区の状況はどうか。

説明者：災害救助法に基づく支弁については、千代田区や港区では概ね同様の規定である。新宿区では、費用負担、賠償責任について協定では一切触れていない。また、渋谷区では事業者の負担とすべきという考え方である。

区 長：豊島区の帰宅困難者対策は遅れていると感じているがどうか。

説明者：対策については進んでいるところもあるが、協定の締結に関しては確かに遅れている。

区 長：池袋駅の帰宅困難者対策はデパートの協力がなければ進まない。営業時間であれば数万人の買い物客がいるはずである。強く協力を求めてもらいたい。

説明者：条例に基づく事業者の責務について理解を求めたい。

(3) 結論

帰宅困難者対策における事業所等との協定締結に関する「費用負担」と「賠償責任」の基本的な考え方について決定する。

会議の結果	1. 帰宅困難者対策における事業所等との協定締結について ⇒決定
提出された資料等	1. 帰宅困難者対策における事業所等との協定締結について